

千葉県消費生活審議会 令和3年度第1回基本計画検討部会議事録

1 日 時 令和4年3月18日（金） 午後2時00分～午後3時2分

2 場 所 千葉県消費生活センター 3階 研修講義室

3 出席者 《委員》

志村修委員、石戸光委員、清水佐和委員、齋藤一男委員、深谷耕司委員、
羽鳥敏彦委員

（欠席者：林大介委員）

《アドバイザー》

長倉健アドバイザー（千葉県立緑が丘中学校校長）

前田真帆アドバイザー（千葉県立生浜西小学校校長）

《事務局》

御園消費生活センター所長、布川消費生活センター所長補佐、
山口消費者教育班主査、尾崎相談・指導班主査

4 議事

第4次千葉県消費生活基本計画骨子（案）について

5 報告事項

第4次千葉県消費生活基本計画策定に関するスケジュールの確認等

6 概要

（1）議事

第4次千葉県消費生活基本計画骨子（案）について

第4次千葉県消費生活基本計画骨子（案）について、質疑応答が行われた。

（2）報告事項

第4次千葉県消費生活基本計画策定に関するスケジュールの確認等

第4次千葉県消費生活基本計画策定に関するスケジュールの確認等が行われた。

7 公開状況

会議は公開。（傍聴人：1人）

8 部会の成立について

委員7人のうち、6人が出席し、基本計画検討部会は成立。

（長倉健、前田真帆の両アドバイザーも、同席した。）

9 発言

(議長 志村会長)

それでは、議事に入ります。

議事「第4次千葉市消費生活基本計画骨子（案）について」は事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局 御園所長)

第4次千葉市消費生活基本計画の骨子案について説明させていただきます。

第4次千葉市消費生活基本計画は、第3次計画をベースとし、消費者を取り巻く現状に基づき、取り組む課題を決め第4次計画の骨子としました。

また、第4次計画は第3次計画に引き継ぎまして、消費者教育推進計画を包含した内容となっております。

それでは、資料2で説明させていただきます。

資料2の3ページをお願いします。まず、策定の趣旨でございます。

千葉市消費生活条例第2条では、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者の自立を支援することが基本理念となっております。

また、条例の第3条で、基本理念にのっとり、消費者施策を策定し、これを実施する責務を要しているため、千葉市消費生活基本計画を策定し消費者施策を継続的に展開してまいります。

なお、第1次から第3次の基本計画とともに、この基本理念に基づき策定してきたところでございます。

4ページをお願いします。

次に、本市における消費生活基本計画の位置づけですが、市の中長期的なまちづくりの基本方針となる千葉市基本計画（令和5年度～令和14年度）があります。右下のピラミッドの図形の真ん中の部分になります。政策の一つである「安全・安心な市民生活を守る」と連携した個別部門計画となります。この千葉市基本計画は令和5年度から始まるため、現在策定中でございます。

5ページをお願いします。

次に第4次消費生活基本計画の実施期間ですが、令和5年度から令和9年度までの5年間です。

なお、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況に応じまして必要な見直しを行ってまいります。

6ページをお願いします。

次は、本市の消費者を取り巻く現状についてです。消費者を取り巻く現状については5点挙げてあります。

7ページをお願いします。

まず、1点目が「高齢化の進行」です。出生率の低下により少子化が進行する一方、平均寿命の延伸に伴い高齢者人口は増加しております。また、高齢者の人口増加に加え、高齢による判断能力等が不十分な方の消費者被害の増加が懸念されます。下のグラフは、千

葉市の合計特殊出生率と、高齢者人口の推移になります。

8 ページをお願いします。

2 点目が「世帯の単身化と地域コミュニティの衰退」です。高齢化や晩婚化や未婚化による単身世帯が増加し、昼間の生活エリアに勤労世代がいない状況が増加し、地域コミュニティの衰退につながる可能性があります。孤立化した単身者は、同居の家族や近隣に相談できる人がいないため、一人で抱え込み消費者被害の増加や被害の深刻化が懸念されます。下のグラフは、千葉市の単身世帯の推移と、夫婦共働き世帯の推移です。

9 ページをお願いします。

3 点目は、4 月 1 日からの「成年年齢の引き下げ」です。未成年者は社会経験も判断力も未熟なことから「未成年者取消権」で保護されていますが、成年になると「未成年者取消権」は行使できなくなります。そのため保護がなくなったばかりの若者を狙う悪質な業者もいることから、成年になりたての 18 歳、19 歳の若者が消費者被害に遭うおそれがあります。右下のグラフは、千葉市消費生活センターにおける若者からの相談件数の推移になります。

10 ページをお願いします。

4 点目は、「デジタル化の進展・電子商取引の拡大」です。近年の ICT の高度化に伴い、スマートフォンやタブレット端末の情報通信機器の普及で、誰もが、どこでも、いつでも、デジタル空間にアクセスして、商品やサービスを購入できるようになりました。そのため国内外における事業者と消費者（B to C）の市場規模の拡大や、フリマサービス等による個人間（C to C）の電子商取引が急速に活発化しています。これにより、一時的にぜい弱な消費者が増加する恐れがあります。例えば、コンサートチケットの購入手続画面で購入完了までの残り時間が減っていく表示がなされ、消費者が焦って価格が高くても申し込んでしまうなどです。右下のグラフは、千葉市における通信販売に関する消費生活相談件数の推移です。

11 ページをお願いします。

5 点目は、自然災害です。近年自然災害が全国で多発しています。災害による住宅被災の補修等の生活基盤の再建に乗じた悪質商法や義援金詐欺等の消費者被害が多発する傾向にあります。

千葉市でも令和元年の台風 15 号による、屋根瓦が浮いていて危険だ！などと不安を感ずき、一時的にぜい弱な状態になり消費者被害に遭ってしまったケースも多くあります。右下のグラフは令和元年度台風による千葉市の消費生活相談件数の推移です。

12 ページをお願いします。

次に、本計画で取り組むべき課題の設定です。今まで説明させていただきました、5 つの消費者を取り巻く現状に対し、3 つの取り組むべき課題を設定し、一体的に捉えていきます。

1 つに「消費生活の安全・安心の確保」です。

これは、商品・サービスを購入する場合、生命や身体などに影響を及ぼすこともある中、取引環境が多様化しているため、消費生活の安全安心を確保することは、消費者が日常生活を送るうえで、最も必要不可欠なことです。食品や家電製品などの安全性、食品の産地などの表示や適正な計量など、消費者が安全に安心して生活できるよう、施策を推進して

いく必要があると考えております。

2つに「消費者被害の未然防止及び救済」です。

電子商取引の拡大等に伴い、消費者トラブルの多様化、増加が懸念されるため第3次計画に引続き、被害の未然防止のための教育、啓発及び被害救済のための相談体制の強化と相談員の能力向上を図る必要があります。これは、国においては特定商取引や消費者契約法の改正等、法規制の整備・強化が行われていますが、新しい制度が導入されると、それに乗じて消費者被害が発生している状況です。新しい法改正の内容周知や、相談員の能力向上などが消費者被害の救済につながると考えております。

3つに「ライフステージに対応した消費者教育の推進」です。

高齢化の進行や、成年年齢の引き下げなど、消費者のライフスタイルやニーズに合わせた、消費者被害防止のための教育及び、より良い社会の発展に積極的に関わることで自立した消費者の育成を推進していく必要があります。

これは、ライフスタイルによって消費者被害の種類は変わってきます。たとえば、一人暮らしの高齢者であれば訪問販売で、断りきれずに高額な商品の契約をしてしまった。また、お子さんがいる世帯では親のスマホを使用してオンラインゲームの高額な課金をしてしまったなどです。そのため、ライフスタイルやニーズに合わせた消費者教育を行っていくことで、消費者被害の未然防止を図ることができると考えます。

13ページをお願いします。

5つの消費者を取り巻く現状から、3つの取り組むべき課題に対して、本計画の策定趣旨である、千葉市消費生活条例の基本理念を基に3つの基本的方向と10の課題を設定し、体系的に個別施策を展開して参ります。また、近年、複雑多岐にわたる消費生活及び、若者から高齢者まで幅広い年齢の消費者教育を進めて行くため、個別施策を効果的に推進する必要があることから、10の課題のうち4つを重点課題と設定します。

ここから資料1で説明させていただきます。

左側（緑の枠内）は、今まで説明させていただいた内容となります。右側の上からになります。

千葉市消費生活条例の基本理念です。

策定趣旨で説明させていただきましたが、消費生活条例第2条に基づく7つの消費者の権利の確立が図られるとともに、消費者が自らの権利擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援する。となっております。7つの消費者の権利ですが、

ア、消費生活において生命、身体及び財産を侵されない権利

イ、商品及びサービスについて適正な表示等が行われることにより、適切な選択が出来る権利

ウ、適正な取引環境の下で取引を行う権利

エ、消費生活において不当にうけた被害から適切かつ迅速に救済される権利

オ、消費生活を自立して営む上で必要な知識について学習し、及び教育を受ける機会が提供される権利

カ、消費生活を営む上で必要な情報を適切かつ迅速に知ることが出来る権利

キ、自らの意見が消費者施策に十分に反映される権利

以上が7つの権利となります。この権利を先ほど資料2の12ページでご説明した3つの基本的方向に位置付け、10の課題を設定します。

まず、基本的方向の1「消費者の安全・安心の確保」です。

消費者は、生活の中で様々な商品やサービスを利用しています。その中でも、購入する機会の多いものや、生命・身体への影響が大きいもの、財産価値の高いものなどについては、特に安全性の確保が重要であると考えます。安全性が確保されない場合は、消費者が安心して消費が出来ないため、消費行動が滞り、経済にも影響してきます。

また、商品やサービスに関する内容や量目等の情報が正しく表示されることは、適正な取引環境を確保するための基礎となります。基本理念のア・イ・ウ・カが対象となり、課題は4つ、商品サービスの安全性の確保、関係機関との連携、適正な表示の推進、適正な計量の推進です。

基本的方向2は「相談による消費者の救済」です。トラブルに遭った消費者にとって、消費生活相談は、こころの拠り所になります。近年、サービスの多様化や情報化の進展により相談内容は複雑多岐になっているため、相談員は相談者へ適切なアドバイスするためにも高い能力が求められます。また、SNS等を活用した相談体制を整備し、消費者にとって利用しやすい環境を整えることも重要となります。これは基本理念のエ・キが対象となり、課題は2つ、相談体制の強化（重点課題）、関係機関との連携になります。

基本的方向3は「自ら考え行動する自立した消費者の育成（消費者教育推進計画）」です。これは、平成24年に消費者教育の推進に関する法律が施行され、消費者は消費者教育を受けることで成長し、消費者被害を防ぐようになるほか、社会や環境に対し積極的に行動することも期待できます。これは基本理念のオ・カ・キが対象となり、課題は4つ、消費者被害防止のための教育（重点課題）、自立した消費者になるための教育（重点課題）、事業者及び事業所への教育、担い手の育成・支援（重点課題）になります。

なお、基本的方向3の自ら考え行動する自立した消費者の育成については、個別の施策が多いことから第3次計画と同様に課題の下に分類を定めることとします。

資料2に戻っていただき18ページをお願いします。

計画の点検・評価・公表になります。

点検評価につきましては、年度ごとに実施予定の個別施策や数値目標などを定め、年度終了後に実施状況の確認を行います。

次に、点検評価結果を元に個別施策等の見直しを行いまして、翌年度の実施予定に反映します。

公表につきましては、計画の点検・評価を千葉市消費生活審議会に報告の上、HP等で市民に公表を行います。以上が第4次千葉市消費生活基本計画の骨子案でございます。

資料1の2ページをお願いします。

第3次計画と第4次計画の変更点を説明させていただきます。

表の左側が第3次計画で右側が第4次計画になります。

策定趣旨は、消費生活条例第2条の基本理念を踏まえており変更はございません。

次に水色の箇所ですが、基本的方向性で、第3次の基本的方向性の1と2を統合し、第4次の基本的方向1の「消費生活の安全・安心の確保」としました、これは、取引環境が多様化する中、消費生活の安全・安心の確保を目指していくには、商品サービスの安全性

を確保すると同時に、消費者が商品サービスを選択する際に適正な取引環境が確保されていることが必要不可欠であるため、統合して一体的に捉えることとしました。

次に黄色の箇所ですが、課題についてですが、第3次の課題1から3を統合して、第4次の課題1「商品・サービスの安全性の確保」とさせていただきました。これは、取引環境が多様化する中、商品サービスの内容ごとに安全性の確保を目指すのではなく、包括的に安全性を確保していくことが不可欠であるため統合しました。

次に朱書きの第3次の課題7生活関連商品の調査、安定供給を削除しました。これは、流通網の発達や、店舗の系列化・郊外型大規模店舗の増加などにより供給は安定しており、物価の地域差は薄れていることから削除させていただきました。また、生活関連商品については、価格動向等を把握するため国（総務省統計局）の小売価格統計調査のデータ等により情報収集していることから、必要に応じて消費者へは公表して参ります。

次にグリーンの箇所ですが、第3次の課題8の消費者被害の救済を課題9の相談体制の強化と統合し、第4次の課題5相談体制の強化としました。これは、複雑多岐にわたる消費生活相談の被害救済を行うには相談員の能力向上だけではなく、SNSを活用した相談など、相談者のニーズに合わせた相談体制を強化していくことが必要なため、一体的に捉えることとしました。

最後に、第4次の課題8として「自立した消費者になるための教育」を追加しました。

これは経済社会や環境に影響を与えるエシカル消費の実践は、SDGsの達成への寄与のみならず「自ら行動する消費者」を育成するためにも重要なことから、食育、環境教育などと併せた消費者教育及びライフステージに応じた消費者教育の推進が重要と考え、新たに重点課題として設定しました。

説明は以上になります。

（議長 志村会長）

ただいまの事務局説明について、ご意見、ご感想等いただけましたらと思います。

内容が多岐にわたり量も多いので、わからないことなどでもありましたら、ご質問いただければと思います。

（石戸委員）

大変多岐にわたるものを的確に、包括的に整理された内容となっておりますので、修正ということではありませんが、あえて申し上げさせていただきたいことがあります。先ほどの第3次千葉市消費生活基本計画の課題7「生活関連商品の調査、安定供給」について、だんだん流通網の発達などにより削除ということで、それは確かに平時においてはそうだなと思います。最近の緊急時、例えば災害ですとか戦争が千葉市で起きるということはないとは思いますが、平時の供給網とはまた別に新型コロナウイルス感染拡大などの緊急時の品薄のような、エッセンシャル的なサービスなど、マクロ的な安定供給の円滑な確保が必要になってくるかなと思います。エッセンシャルという定義が国際的にもこれから必要だという議論がございますようで、私もAPEC（アジア太平洋経済協力）でエッセンシャルグッズ、エッセンシャルサービスの確保、物流も含めてどうすべきか、議論をしているものですから、平時ではなく緊急時のエッセンシャルなものの確保という意味では、安定供給ということもふと首をもたげることがあるのかなと思います。

（議長 志村会長）

それでは、今の石戸委員のご意見について何かございますか。

(事務局 御園所長)

今回の新型コロナウイルス感染拡大につきましてもマスクやアルコールなどが一斉になくなってしまった状況があったかと思いますが、千葉市におきましては、大規模店舗が多く存在することから、こちらとしましては、どこのお店にマスクやアルコールがあるのか調査する前に大規模店舗例えばイオンさんですとかに、どのくらい需要があるのか個別に聞くというのはなかなか難しいところがありますので、今回みたいなマスク、アルコールがなくなった状況に対しましては、千葉県や国の情報に基づいて市民の皆様に公表していきたいと思っております。

(議長 志村会長)

基本計画と緊急時の対応は、どの程度なじむのかという問題はあると思います。基本計画は、基本的に平時の部分を考えている中で、ただこういう緊急時になったときにプラスアルファの部分について、どんな形で盛り込んでいくのかは、消費生活だけに限らず国も含めておそらく、これから重要な課題になっていくと思いますので、会議を進めていく中で他の施策や他市町村や国の動向等を注視していく必要があるかと思っています。今すぐにどうこうしていくことではないと思いますが、こういう時代になると必要な観点になってくるのかなと私も思いますので、そのことを事務局も頭に入れながら基本計画を練っていき、何かありましたら皆さんの意見を聞くということで進めるということによろしいですか。これまでの基本計画の概念とは合わないことも予想されます。新型コロナウイルス感染拡大についてもまさかこんなことになるとは思いませんでした。

昼間の勤労労働者世代がいなくなっているながら、高齢者へのデイサービスやデイケアなど、家の中で働く人も増えてきているという状況で、この状況がいつまで続くかはわからないですが、十分考慮しながら計画を立てていくということで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。石戸委員よろしいですか。

(石戸委員)

はい、大丈夫です。

(議長 志村会長)

そのほかございますか。

(深谷委員)

参考のためにお聞かせいただきたいのですが、ちょっと前に、私チラシを配ったりしているのですが、たぶん100世帯ぐらいの新興住宅地で、9時ちょっとすぎでもビラを入れるとポストがいっぱいになっていて、まだ寒いのに半袖で子供が出てきて、ペットボトルなどを一生懸命ゴミ出ししているんですね。これは最近言われているヤングケアラーという状況になるのかなという感じをちょっと受けました。各クラス40人ぐらいの中で、一人か二人ぐらいの中学生又は小学生のヤングケアラーがいると聞きました。アドバイザーの方がこちらにいらっしゃいますが、教育現場ではどいういう対応をされているのか、またこの計画のどこの課題に位置付けられることができるのか、お聞きしたいと思います。

(議長 志村会長)

中学生のことから、長倉アドバイザーお願いします。

(長倉アドバイザー)

中学校の現場では、週2回ぐらい教育相談の部会や特別支援の部会があったりしまして、その中で情報を共有しているところなんですけれども、最近ここ1、2年で「この家庭はヤングケアラーの疑いがあるんじゃないか」という発言があります。例えば、家庭訪問であったり、家庭との連絡が取りづらいつか、そういった中で話題に挙がることは増えてきました。テレビ等でも良く聞く言葉にもなっているのですその数は増えてきているのかなとは実感としてあります。ただ、家庭との信頼関係などもあるので、疑いについては議論できますが、踏み込んで行動に移すようなことはできない状況にあります。また、児童相談所等から連絡があった場合には、情報提供をするようにはしておりますが、児童相談所から問い合わせがある場合はヤングケアラーの心配というよりは、むしろ児童虐待が疑われることのケースが多いように感じております。

(議長 志村会長)

前田アドバイザー、何か付け足しされることはありますか。

(前田アドバイザー)

小学校では、定期的に気になる子供に関する会議を持っております。やはり、不登校の子が何名かおまして、ご本人も保護者からの話でも、本人の意思で「学校に行きたくない」と言うのですが、果たしてそうなのかなと。もしかしたら保護者も学校に行かなくていいから家事の分担などをお願いしていることがあるのではないかと懸念しております。小学校では、そういう家庭には週に1回必ず学校に来ていなくてもその子に会うようにしています。それこそ児童相談所であったり、こども家庭支援課であったり、いろんな関係機関と連絡を取りあって、見守っている感じです。ただ、この子がヤングケアラーだなどと、今のところはわかりませんが、学校を休んでいるがためにおうちのお手伝いをしているのではないかなという懸念をしている家庭はあります。

(議長 志村会長)

深谷委員いかがですか。

(深谷委員)

現場の取り組みはよくわかりましたが、ヤングケアラーに関する個別施策がこれから入ってくるかもしれませんが、注意深く考慮していただき、施策の中に盛り込んでいただけたらいいと思います。

(議長 志村会長)

どうしても見えにくい、見つけにくい、隠したい保護者、それから本人は悪いことをしておらず、家庭の役に立っている良い子なんです。近隣で見えていても問題視しにくい、本質を見ていたらそういうことは出てくるのでしょうかけれども、そういう広い意味では消費者教育の一部に入ってくる可能性はあるのかもしれませんが。ただ、ヤングケアラーや虐待の問題においては、躰という括りの中でまとめてきたものが、実はそうではなかったという時代になってきたと思います。消費者教育と向かい合う上ではこの問題について無視できないものになるかなと思いますので、うまく計画の中で組みながら進められていただけたらいいと思います。これは、課題の一つとさせていただきたいと思います。

よろしいですか。

(深谷委員)

はい。

（議長 志村会長）

民生委員はこの問題に関係ありますね。

（齋藤委員）

ただいま、民生委員というお話がありましたが、どちらかといいますと、高齢者関係の生活環境の改善に今まで注視をしてきました。実は今深谷さんも同じ民生委員ということでお仲間でございます。私も深谷さんのお話は非常に重要な視点だなと思っております。この中の課題8「自立した消費者になるための教育」【重点課題】ということですが、この中で今後ヤングケアラーについて注視していかななくてはいけないのかなと思っております。参考までに、今千葉市でヤングケアラーについて、何がヤングケアラーなのか、何が羨なのか、現場ではこれを十分理解されていない部分があると、これは保護者の方も含めてであります。そういったことで、市長がヤングケアラーの問題について興味を持っておりまして、民生委員の全体研修会の中でもつい最近この問題について研修会を行いました。それを受けまして、市長の方から「ヤングケアラーの実態について調査をしましょう」という話になりまして、学校現場の方には調査が来ていると思いますけれども、小学生は全校5年生を対象に、中学校は全校2年生、高校は市立の2高校の1、2年生などの生徒を対象に調査をしております。年度明けの4月か5月頃に実態の結果が分かるのではないかと期待しておるところでございます。そういう状況でございます。

（議長 志村会長）

どこが担当しているかわかりますか。教育委員会でしょうか。

（齋藤委員）

こども家庭支援課さんだったと思います。

（議長 志村会長）

こども未来局の方ですね。それ、もし事務局の方で何課が対応していて、その中の情報等がもらえるようでしたら、調べておいてくれますか。市長の施策に入ってくるということは、単に消費生活の問題だけではなくいろんな部分の関わりがあるかなと思いますのでよろしくお願いします。

（事務局 御園所長）

情報を取りまして、わかりましたらお知らせいたします。

（議長 志村会長）

その他ございますか。これからもう少し計画を煮詰めていく中で、いろいろと問題点も出てくるのかなと思います。とにかく令和5年度からのスタートの計画ですが、千葉市にとっても大事な時期になろうと思います。

（齋藤委員）

流れが分からないところがありまして、第4次基本計画の概略版と詳細版がありますが、詳細版も公表することになりますか。

（事務局 御園所長）

そちらの方は公表せず部会の資料となります。最終的に出来上がった計画を公表していく形になります。これとは別に検討部会の資料としてはHPに公表することになります。最終的にはこの骨子（案）の下に市の施策が全てつくようになりますので、さきほど

こちらで説明させていただきました、課題1から10に市の各事業を振り分けさせていただきます、それを全部できたものが計画となります。それを公表することとなります。

(齋藤委員)

わかりました。骨子(案)の詳細版は内部資料という認識ということでよろしいですね。

(事務局 御園所長)

はい。

(齋藤委員)

ちょっと、この骨子(案)の資料について気になる部分がありましたので、後で事務局とお話をさせていただきたいと思いますのでよろしいでしょうか。

(事務局 御園所長)

はい。

(議長 志村会長)

今、ここで皆さんの意見を聞かなくても大丈夫ですか。

(齋藤委員)

はい。

(議長 志村会長)

まだ、骨子(案)の段階ですので、それぞれの委員さんがお気づきのことがあれば事務局に問い合わせてください。事務局の方で、その中で全体で取り上げたほうが良いことがあれば、会議に議題として提出してください。

それでは、議事については、以上とします。

続きまして、報告事項「第4次千葉市消費生活基本計画策定に関するスケジュールの確認等」、事務局より説明をお願いします。

(事務局 山口主査)

それでは、報告事項について、ご説明いたします。

まず初めに【資料3】をご覧ください。こちらの、今後の予定の表は、昨年7月の審議会でもお配りしているものですが、一部修正をしてあります。表の上段「策定の流れ」の一番左側のグレーの矢印「骨子案作成」の時期が、前回配布の表では、令和3年4月から11月の諮問までとなっておりましたが、令和4年5月までと修正し、その分次のグレーの矢印にあります「計画書案作成」の開始時期を令和4年6月からと修正いたしました。

さて、今後のスケジュールについてですが、今日いただいたご意見等を踏まえました骨子(案)を、令和4年5月の2回目の検討部会においてご確認いただきます。

続いて令和4年6月の委員改選を経て、7月に令和4年度第1回審議会にて中間報告を行い、10月の第2回審議会にて答申となります。

その後はパブリックコメントを経て意見調整を行い、令和4年度末の令和5年3月に公表、令和5年度より運用を開始いたします。

ご多用中恐縮ですが、部会員の皆様におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

また、表の一番下に「市民」という行がございます。令和4年2月の欄に記載がありますように先月WEBアンケートを実施いたしました。このWEBアンケートの実施概要に

ついて説明いたします。

【資料 4】をご覧ください

WEB アンケートとは、市ホームページをとおして、市内在住・在勤・在学の方々を対象にアンケート調査を実施することにより、短期間で市民意見等を把握し、施策等の検討に役立てる制度で、令和 4 年 2 月 1 日～10 日の十日間実施いたしました。

一つのテーマに対しての設問は 7 問まで認められています。この 7 問の枠を最大限活用し、重点課題として予定している「相談体制の強化」、「消費者被害防止のための教育」、「自立した消費者になるための教育」、「担い手の育成・支援」に関する質問をいたしました。

個別の質問に関しては、2 ページ目以降に詳しく記載しておりますのでご覧ください。アンケートは 977 名の方から回答をいただきました。結果については現在集計中です。以上になります。

（議長 志村会長）

ただいまの事務局説明について、ご意見、ご感想等いただけましたらと思います。

WEB アンケートについて、わずか 10 日間で回答者数が 977 名ということで、たくさんの方からのご意見をいただいたことによって、この計画がさらに充実したものになると思いますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

これで、本日の議事・報告事項はすべて終了しました。

皆様、長時間にわたる審議にご協力いただきましてありがとうございました。

全体を通して、ご意見・ご感想等はございますか。

（会場）

意見なし。

（議長 志村会長）

ありがとうございました。それでは、進行を事務局に戻します。

（司会 布川所長補佐）

今後の予定につきましては、改めてご連絡をさせていただきたいと思います。

それではこれをもちまして、令和 3 年度第 1 回基本計画検討部会を終了いたします。ありがとうございました。